

(別記様式2)

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県ライフル射撃場		
所在地	北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山2番17		
所管部局・課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	企画調整係	内線	3275

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

・スポーツ基本法第12条
・群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱技術の習得並びに射撃技術の向上を図る。

(2) 設置当初の状況

あかぎ国体の会場として整備した県内唯一の公営のライフル射撃場である。

(3) 施設を取り巻く現状

県内唯一の公営のライフル射撃場であり、銃器の適正な管理といった面で使用技術の講習が重要性を増しており、施設の存在意義も高まっている。

3 施設の概要

設置年月日	昭和56年4月
敷地面積(所有者)	11,732㎡(榛東村)
主な施設(床面積、階数等)	射撃場(733.70㎡、2階)、トイレ(12.88㎡、平屋)
建設費	149,900千円
備考	

◇入園料・利用料等

(円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
※別紙		・開館時間:午前9時～午後5時 ・休館日:12月29日～1月3日

4 施設における実施事業

ライフル射撃場の管理運営

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳入(①)	455	387	402	436	436
使用料	455	387	402	436	436
歳出(②)	5,890	7,588	2,529	4,797	4,242
指定管理料	2,257	2,257	1,877	1,877	1,877
修繕費	292	0	0	0	0
使用料及び賃借料	652	652	652	652	652
備品購入費	0	0	0	0	0
工事請負費	2,689	4,679	0	2,268	1,713
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 5,435	▲ 7,201	▲ 2,127	▲ 4,361	▲ 3,806
歳入・歳出の主な増減理由	・指定管理料については、平成29年度より増額したものである。 ・工事請負費については、各年の工事内容により増減するものである。				

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	30年度(当初計画額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
収入(①)	2,257	2,273	1,951	2,031	2,321
指定管理費	2,257	2,257	1,877	1,877	1,877
雑入	0	16	74	154	444
支出(②)	2,257	2,273	1,951	2,031	2,321
人件費	740	921	650	734	718
委託料	732	548	548	548	548
光熱水費	250	319	279	307	313
租税公課費	24	24	22	22	19
その他(修繕費、事務費等)	511	461	452	420	723
収支(①-②)	0	0	0	0	0
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由					

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	0	0	0	0	0
非常勤職員	6	6	6	6	6
合 計	6	6	6	6	6

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	655(8月末)	974	820	911	1,102
有料利用者数(人)	655	974	820	911	1,102
無料利用者数(人)	0	0	0	0	0
目標利用者数(人)※2	1,200	1,200	1,000	1,000	1,000
施設稼働率(%)※3	-	81	82	91	110
稼働率対象施設(設備)	射撃場				
利用者の主な増減理由	平成26年度、平成29年度は国体の関東ブロック大会が開催され、競技練習及び大会で多くの利用があった。				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフル射撃の競技の拠点施設として、選手強化や銃器の正しい取扱技術の習得・普及啓発の面で必要性の高い施設である。 ・国体種目の競技が実施できる県内唯一の施設であり、大会開催等に不可欠である。 ・県民の多様なスポーツニーズに応える観点からも重要である。
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制については、利用者が法令に基づく銃の所持許可者に限定されており、利用の拡大は困難な状況にあるため、採用しない。 ・ライフル射撃の競技特性に合った拠点施設として、選手強化や銃器の正しい取扱技術の習得や普及啓発を図るため、現在においても最小限の経費で運営されているが、さらに効率的な運営方法や利用者の拡大に係る事業展開について検討する必要がある。

○群馬県ライフル射撃場の施設使用料

一 占用使用料

区分	九時から 十二時まで	十二時から 十七時まで	九時から 十七時まで
使用料	七、六五〇円	一二、七〇〇円	一九、一〇〇円

注 占用使用料とは、射撃場を一括して使用する場合の使用料をいう。

二 個人使用料

区分	使用料（一人につき）	
	基本料金	超過料金
一般	三八〇円	一二〇円
大学、高等専門学校、高等学校、中学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒	二〇〇円	七〇円

注 基本料金とは二時間までの使用料をいい、超過料金とは二時間を超えるときにその超える時間一時間までごとの使用料をいう。